

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用施設等の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和6年1月9日(火) 11時00分～11時50分
3. 場所: 原子力規制庁 10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 研究炉加速器技術部 NSRR 管理課 課長 他3名
臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課 マネージャー 他1名
保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請概要資料
保安規定第9編(NSRRの管理)に係る変更について
保安規定第10編(バックエンド研究施設の管理)に係る変更について
 - ・核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
 - ・核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表
 - ・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	令和5年11月9日付で申請いただいた、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について面談を開始させていただきました。
0:00:21	編集部清町の水野です。本日は最初に、
0:00:25	前回の面談資料から追加いただいた内容について、原子力機構より説明いただきたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:41	はいこちら、
0:00:43	転職科学研究所保安管理費速消化の。
0:00:47	木野です。
0:00:51	それでは保安規定対比、
0:00:55	急変、NSRRの管理から説明させていただきます、NSRRの方説明の方を
0:01:05	お願いいたします。
0:01:09	はいこちらJALNSRRの岩佐と申します本日よろしくお願いします。そして資料の共有いたしますので少々お待ちください
0:01:23	今、NSRRについて説明資料を共有してるんですけど見えていますでしょうか。
0:01:33	成長のミズノですね。場面で確認しております。はい。こちらから説明させていただきますので、前回から追記した部分ということで、
0:01:45	そこまで来て、
0:01:50	このページは前々回で説明したので割愛します。同様に、追加した部分っていうところは内容を書いてある記載変わらないんですけど前回の説明資料がちょっと見やすいように強調だけ下強調だけいたしてます。
0:02:10	はい。このページも基本的に変わらないんですけど下のところにちょっとわかりやすくするように、
0:02:18	黄色ワーキングで注意学習を、注釈を加えております。
0:02:26	これー。
0:02:29	ここの訂正を聞いた真ん中のところ、時間軸のイメージなんですけど。
0:02:35	なぜこういうふうに、
0:02:37	今回追記する内容で、解体撤去前と解体撤去から完了まで分けているのかという部分に対しての、注釈になります。なぜかという、
0:02:46	この紙の観点から異なるためです。
0:02:49	ということだけここを追加しております。
0:02:53	はい。ここからが追加部分でちょっと内容が、ページ数が多くて恐縮なんですけれど。
0:03:03	地域する内容ですね、まずこの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:08	二つを追記するにあたってこのシステム部、施設管理実施計画に基づいて管理しますっていう部分で前回コメントで、
0:03:18	ざっくりはわかるけれど実際具体的にどういう手引きに基づいてどういう管理をするのかっていうところが見えないので、そこを説明して欲しいということで今回この資料を追加しております。まず、
0:03:32	解体撤去までの9節管理実施計画に基づく管理というところで説明させていただきます。これは最初のページに結論を持ってきました。
0:03:43	細かい文章を、の説明よりもイメージとして、こういう、
0:03:49	まずで表したものです。
0:03:53	一番上に、
0:03:54	原研の保安規定というのがあって、そこから本気でその設備に関わる管理に関してこの赤字で書いた施設管理実施計画というのに
0:04:07	飛んでいます。さらにその施設管理実施計画というものから、この黒字の、
0:04:14	1人って設備保全整理表、これはNSRR主要施設の設備保全整理表なんですけれど飛んでおります。
0:04:25	その施設保全整理表でざっくりこれこれこういう施設に、こういう手引きに基づいて点検しなさいというのが定められております。
0:04:36	そこから
0:04:38	これが一番具体的現場に落ちてくる部分なんですけどこのページ下の二つあります、NSRRの本体設備使用手引きとNSRR主要施設の自主点検要領。
0:04:48	これに基づいて各々提携してますんでもう少しかみ砕いた説明をを追って説明していきます。
0:04:57	これさっき言ったことを重複するんですけど、まず強い保安規定があってそこから主要施設の施設管理実施系。
0:05:06	すいません今、
0:05:11	でも、カーソルをくるくるしてですねこれって見えてますかね。
0:05:16	よく生徒の人が見えております。はい、ありがとうございます。
0:05:22	仏説管理実施計画から設備保全整理表程度に飛んで、ここだとまだこれNSRR施設保全請求でこの後まだ細かいところはざっくりしているので、そこからほぼ
0:05:35	本体施設の使用手引きと自主点検要領と具体的なものに飛んでおります。
0:05:41	これNSRRの主要施設を保全整理表から抜粋した、実際の保全セイヒョーから抜粋したのなんですけど、これグローブボックスだけ書いてあるんですけど実際はもっと
0:05:53	たくさんの設備が書いてあって、その中が今回グローブボックスに関するところを抜粋してきましたのでグローブボックス、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:00	出てけばこちら、
0:06:03	どういう要領に基づいて点検するんですかっていう、のがあってそれが自主点検要領相というものと、本体、
0:06:12	施設の主要手引きっていう、
0:06:14	実際の容量が書いてあって、定型頻度をこれで定められております。
0:06:20	解体撤去するまでは、この二つの手引きに従って、各々の手引き、
0:06:27	に定められた定型頻度に従って
0:06:31	限定しますと、
0:06:34	TRACY施設管理実施計画、ちょっと話戻っちゃうんですけど施設管理実施計画、実際発生したもん後、ちょっと参考程度に書いてあるんですけど。
0:06:45	施設管理実施計画は保全整理表に飛んでいるよってということです。
0:06:49	この二つの、
0:06:51	主要施設修繕自主権提言要領等を必要手引き、基づいて実際具体的にどうい 点検をするのかってところが次のページになります。
0:07:03	これも二つの要領から実際に書いてある文言を引っ張ってきたものなんですけれど。
0:07:09	まず主要施設の手引き。
0:07:12	に関しては、設備としてはグローブボックス、
0:07:16	でやることとしては、外観の点検と、グーグル損傷も、
0:07:21	09 背景のバルク心没水接続請求背景ですね、が閉であることを確認しなさい。
0:07:29	そういうことを、点検実施しております。
0:07:34	もう一つ、NSRR主要施設の受注点検要領をに関しては、点検対象はグローブボ ックスとそれにつなぐ越接続している系統の全体的な点検ですね。こっちは。
0:07:48	点検対象になっておまして、点検項目としては損傷の有無を確認しなさいって いうことと据えつけ状態の異常の有無がないかというのを確認しなさい、という内容 になっております。これが、
0:08:06	解体撤去が始まる前までの、
0:08:11	制度維持設備として、施設管理実施計画に基づく管理する。
0:08:17	管理に関しての説明です。
0:08:21	やっぱりイメージは、この図の通りであります。
0:08:25	保安規定からがって施設管理実施計画があつて下部下部要領。
0:08:31	パブ手引き、飛んでって具体的にはこの二つ。
0:08:37	手引き要領に基づいて、
0:08:40	点検していくと。これが解体撤去前までですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:45	解体撤去が始まると今度は性能維持設備っていうバウンダリを維持するっていう観点からは、
0:08:55	異なります。何か、何でかという解体撤去が始まると、
0:09:01	施設をどう維持、性能維持するものではなくなるので、今度は、
0:09:07	今作業、解体撤去が完了するまでの作業の前パンペリーな管理という観点になります。
0:09:13	これも結論からイメージで、イメージ図としても持ってきたんですけど。
0:09:21	本件第3条によって定める手引きっていうことで、これ本体施設使用手引き案ですけどこの本体施設使用手引きに基づいて管理すると。
0:09:31	さっきも出てきました本体施設使用手引き、
0:09:35	ただしさっきの、
0:09:38	本体施設使用手引きに基づくのはあくまでも設備を維持管理するもの。
0:09:46	という観点で
0:09:49	呼び出していたので、今回は、
0:09:53	作業は完了するまでの、
0:09:59	ウの全般的な感じで、
0:10:02	具体的には、本体施設使用手引きに、
0:10:06	では1個以上上想定した全般的な管理を実施すると。
0:10:14	もちろん、その他にも作業やってるわけですから労働安全の面での管理も必要になってくると。
0:10:23	だけど、この中は、多少なりとも汚染しているし管理区域内作業ということでもあるんで放射線管理も必要であると。この労働安全管理と放射線管理に関しては本体施設使用日、
0:10:37	日に直接細かい文言を変えているのではなくて、
0:10:43	運転手の手引きから原価県の工事作業安全管理基準というものがございます。
0:10:49	これに飛んで、労働安全管理を、
0:10:53	便利フォンを進める。もう1個放射線管理に関しては原子力科学研究所の、
0:10:59	放射性安全取り扱い警備というものがございまして、本体施設の主要手引きからこの安全取扱手引きに飛んで、案、我々案と手引きと略しておるんですけど安定的から放射線、
0:11:14	管理の面で、作業をフォローすると。
0:11:18	はい。
0:11:22	さっき言った部分すいません重複してしまうんですけど本体施設主要手引きによる管理の趣旨。
0:11:28	ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:30	改定撤去して作業中の全体的な管理を、
0:11:34	を定めるために、ほぼSR本体施設を手引きによりますということです。
0:11:42	さっき言ったこの本体施設使用ケビキの異常時を想定した全般的な管理。
0:11:48	が具体的に何かっていうことで、
0:11:52	今回、ボックスカルバート解体撤去するのであれば該当をするという項目で、実際の、
0:12:00	本体施設の使用手引きから抜粋したものがこちら、4項目あります。一般的事項とか、作業中何か放射線管理。
0:12:11	いろいろ警報が作動した場合の措置。それから、
0:12:16	火災発生時の数値と、作業中に、作業に起因するものあれば、
0:12:24	別の場所では、例えば火災が発生するとかっていうのとあとは地震や津波が発生した時の措置。
0:12:32	該当します。
0:12:36	はい。
0:12:39	項ずれしました。
0:12:42	工事。
0:12:44	工事作業安全管理基準というとすぐ労働安全管理とは具体的に何かっていうことでこれも今回の境界ですね、グローブボックスを解体撤去作業するのであれば、該当しそうな。
0:12:57	ものを該当するものをピックアップしてきました。
0:13:02	当然この管理基準不破横に書いてある安定的なんですけど、これ一書いてあること全部ではなくてあくまでこのスライドの説明に抜粋したもので簡単なものになっておりますがご了承ください。
0:13:14	はい。
0:13:16	実際工事作業で、安全管理基準に基づいて何をやるのかっていうことで、乗務員はもちろん作業する前に作業の計画を作成します。
0:13:28	作業上のリスクっていうものを事前にリスクアセスメントしますと、実際作業をやる当日になるとその日の作業作業に応じて危険予知活動やいわゆるツールボックスミーティングというものを実施しますと。
0:13:44	それから、眼装着する保護具等を検討しますって、
0:13:51	というような具体的な管理になります。これは工事作業に関する労働安全面での、
0:13:58	管理、
0:14:00	ということです。
0:14:02	もう一つ、この放射線管理。
0:14:05	これは具体的にじゃあ何をやるのかっていうのがこのページの右の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:10	これを原価県の安全取扱引き、
0:14:15	枠内に示したものになります。
0:14:18	どうぞ作業する前に作業者に対して法案を移行します。
0:14:23	それから作業する方をして、作業があればそれをして回収します。それから、個人線量計を実際作業時に着用していただくなど、
0:14:33	被ばくの管理をします。
0:14:37	それが場合によっては施設を所掌する放管放射線管理の担当を部署等に相談して作業場所モニタリング等を実施しますということです。
0:14:51	放射線作業に関する事項が定められてきますと、
0:14:55	もちろん管理区域から物品持ち出す時だろう。
0:14:59	測定等ですね。
0:15:03	それから郷先生の清野助教に関わる今一般的な事項もかなり例えば作業中について補正分の調整がついたのであればそれに関する汚染除去。
0:15:14	いや、発生した廃棄物、放射性廃棄物としての取り扱い。
0:15:19	に関する事項を定められております。このあたりが殊、
0:15:23	事前作業に関わってくるところということで抜粋させていただきました。
0:15:30	はい。
0:15:35	本の資料は、
0:15:38	以上になるんですけど。
0:15:42	参考資料ということでつけさせていただいた部分簡単に説明させていただきます。
0:15:48	D反射すみません戻ってしまうんですけど今度会計撤去する前まで施設管理実施計画に基づく管理ということを再三、
0:15:58	説明設定、こちらが、
0:16:01	私森へ行っておりましたんですけども。
0:16:04	これに基づく同意書ですね、1字1句読み上げるのナンセンスだと思うんで、簡単に説明、簡単な説明になってしまうんですけども。
0:16:16	これは、
0:16:19	機構の中の文書で
0:16:23	NRA納め出して本規程の審査基準。
0:16:26	よりも抜粋したもので済ませて今期中に施設管理実施計画の策定について述べなさいよってということを述べて、理想に従って我々技術力科学研究所、
0:16:35	主要本規定でも施設管理実施計画を策定しなさいという文章を書いております。
0:16:41	はい。
0:16:45	中古は、
0:16:46	先ほどの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:48	スライドの通りですね、施設管理実施計画が長く下部規程まで飛んで、
0:16:54	パスと。
0:16:56	もう1個、
0:17:02	本規程第9編第3条に定める手引きということで、いろんな説明の中で出てきた場合とで、
0:17:12	少し
0:17:13	何か回りくどいような文言になってるんですけど。
0:17:20	経費としては、改定撤去が始まった後の話ですねすいません今話を変えて今日始まった後は本体施設使用手引きに関する仕様手引きについて管理しますよということも言いたいことはそこなんですけれど。
0:17:35	この第9編第3ソリューション3条に定める手引きと回りくどい言い方になっているのは、
0:17:44	端的に言うと我々の本規定の中で、その紙NSRR本体施設集を手引きと。
0:17:52	そういう場合を出さずに、
0:17:57	第9園第三条でこれこれこういうケビキを定めなさいというような書きぶりになってるんで、
0:18:05	もし、今どこCSはこういうのは、代休編第3条に基づく手引き、
0:18:12	という記載になってます。言いたいことは、
0:18:15	レストに各会社撤去が始まると。
0:18:19	本件施設の主要手引きに基づいて参り、他の要領及び社ありますけど、本体施設使用手引きに基づいて管理しますというのが趣旨です。
0:18:32	はい。
0:18:35	これは本当に簡単に。
0:18:37	さっきスライドの中で述べた。
0:18:42	解体撤去が始まった後の、
0:18:45	ペイジーの半分の資産を4項目からバッチ取り出しましたけど、
0:18:54	Dというものが書いてあるかっていうことですね、短期に言うと一般的事項部分では何か異常が発生したら、
0:19:03	山崎委員さんがそっちの工事をというのと以上の記録を作ると。
0:19:15	和気ホンダ作動したとき、
0:19:19	トップ3系が作動した時は誰にするんですかっていうところで、今度ラックした部分ですね。
0:19:25	原因の調査をや、各地域の調査をやりなさいと。(2)で、
0:19:33	若干、
0:19:34	あんまり変わってないんでここはちょっと割愛します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	(3)で放射性物質の層序の飛散が恐れがないように措置を講じなさいということを書いています。
0:19:47	火災時の措置で具体的にどうことが書いてあるかっていうと、環境社員数を教えなさいってことが(1)で書いてあって、
0:19:58	(2)施設を点検して確認結果を記録に残しなさいと。最後、地震と津波が発生した時に関しては、NSRR自然事象対応手引きというのはこれトンネルですけど必要な措置、具体的に言うと避難ですね、高台に避難しなさいって。
0:20:16	いうことを書いてあります。はい。
0:20:20	ちょっと説明が長くなってしまったんですけど、円滑早口になってしまったんですけど、NSRRよ。資料の説明としては、都丸です。はい。
0:20:33	何かコメントご質問あれば、よろしくお願いします。
0:20:53	院長、店長の水間です。ご説明ありがとうございます。
0:20:57	CSRに関する審議、意見ございます。件目は、
0:21:06	解体撤去、開始の開始してから
0:21:11	開始するというものにおける作業の内容として汚染検査からよろしいでしょうか。
0:21:26	当JAのJSR有馬先生少々お待ちください。
0:21:31	原子力規制庁じゃないです。またですねこの開始のタイミングに関する作業内容等については何かに書かれているかなと。あればそれも併せて教えていただければと思います。
0:21:57	JAのイワアサ先生、一つ確認なんですけれどもこの説明質問の趣旨として、と書いて撤去に切り変えて撤去作業に切り替わるタイミングというかっていうのは、
0:22:13	何か明記されているのかとか
0:22:16	JA側で何か考えがあるのかとか、そういうせ、質問の趣旨ということでよろしいでしょうか。
0:22:30	今5ページ目示していただいた規制庁の水間です。今5ページに示していただいていると思うんですけども
0:22:37	天引きしているところのライン。
0:22:40	相馬タイミングを、
0:22:43	確認したいなと思った。
0:22:45	駄目今のような質問をしております。
0:23:11	JANSIバス少々お待ちください。
0:24:31	落とせしましたJSRのイワアサです。
0:24:35	改定撤去にかわるタイミング具体的なタイムンということで実際に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:41	解体定義を解体撤去作業を予算がついて始めますということになりますと、作業計画書をもとに、具体的なものを作ることになります。その作業計画書の中で、
0:24:57	当然、工程表見物を作ります。何月何日から、
0:25:04	準備作業で、何月。
0:25:07	牛島道から管理区域の中に入ってというようなものなんですけれど、その工程表の中で、その回収作業を実施の開始日。
0:25:22	をもって解体撤去を開始。
0:25:26	という、整理、現場側としてはそういう整理を今考えております。
0:25:43	院長規制庁の水間です。ご説明ありがとうございます。
0:25:47	工程表に、廃止日、もう解体撤去開始日が記載されると思うんですけど、されるということなんですけれども。
0:25:57	具体的に最初に行う作業としては、前期座というところからよろしいでしょうか。
0:26:32	規制庁の水間です。
0:26:35	そう。汚染検査自体はされているかもしれないんですけども解体撤去に伴うものとして汚染検査から開始されるという認識を持っていたのですが、その認識でよろしいでしょうか。
0:27:07	飯野湯浅です。少々お待ちください。
0:28:25	当JAのイワアサですお待たせしました。
0:28:29	はい。汚染検査については、
0:28:31	以前測定してある程度把握はしておりますがそうですね実際に作業が始まる前に、状況を確認しておく必要があるということで実際に具体的な作業開始ってというのは 5000 円。
0:28:44	計算で現状の
0:28:48	パークというところから始まりますということで
0:28:52	おっしゃる通りです。
0:28:55	店長の水間です。ご説明ありがとうございます。
0:28:59	開始日については、工程表に
0:29:02	作成された次
0:29:05	小石日を記載されてその日は返しというところと、あと最初は点検さからというところで
0:29:13	理解いたしました。ありがとうございます。もう 1 点は、再度の確認になるかと思うんですけども、最高のところにつき、
0:29:22	ただ 1、4 ページ目の整備に関するところで、
0:29:27	手引きフィティング会は解体撤去退避前からですね、解体撤去終了するのがやっぱり関与するまでの間、ご覧になるかと思うんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:42	媒体撤去開始。
0:29:45	ここは、日本に伴うものが多いですかね。他の公共解体撤去開始前までは、
0:29:55	それ以外のところというような、イメージですけどもそのような認識でよろしいでしょうか。
0:30:29	NSRRのイワアサです。
0:30:31	まず、まずこの図なんですけどちょっと参考資料ということで
0:30:37	たくさん載せてしまったという反省もあるんですけど、ここに(1)から(5)まで書いてあるうち、もう現時点で
0:30:49	(1)(2)それから(5)に関しては該当しておりません。
0:30:56	解体撤去前までは、この(3)がメインになってきますね。
0:31:03	いえ、解体撤去が始まって完了するまでは、(4)異常時の措置に関する事項というのが、
0:31:10	閉になってきます。
0:31:14	はい。以上です。
0:31:16	院長規制庁の水野です。ありがとうございます。123号については、負圧維持危険設備から削除されたということもあり、もう現状はっていうところで、
0:31:29	廃止前までは(3)の遵守研究に関すること、議案についてはその異常時については、実際研究を開始。
0:31:38	してから終了するまでというところで、部会いたしましてありがとうございます。
0:32:02	どうぞ、武本です。保安規定上の保安規定上の記載の考え方を教えて欲しいんですけど、今回新しく多数、第11条の2ですね。
0:32:14	会議を行う設備で、江藤海田撤去が終了するまでは手引きにより、
0:32:20	撤去着手するまでは、計画により実施計画により行っていて。でも今日ご説明いただく手引きを、
0:32:30	ずっと使ってみますと、ずつついてというのはその改訂決着するものを使っていますと いったときに、その本店上でも、
0:32:39	向こうの方ですか解体撤去の方は、実施計画、資格数、
0:32:44	この手引きを出してきてない。
0:32:47	保安検査での記載の考え方を教えてください。
0:33:14	以上です。角池ましたか。
0:33:19	続いております所長の近田でGNSS少々お待ちください。
0:34:19	原研NSRR管理課の阿波と申します。まず、保安規定の条文構成でございますが、核燃の使用を継続している施設、また今回お話をさせていただいている使用を終了した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:36	グローブボックスについてもですね、施設管理実施計画の方でまず、維持すべき性能と、それ維持するために必要な点検というものを施設管理実施計画の方で、
0:34:50	明らかにしますという本規定の情報構成になっております。
0:34:55	その上で、その計画に基づいて実際の具体的な点検の手順等を手引き等に定め ますというような、本規程に、の記載にさせていただきます。
0:35:11	説明はここで大丈夫でしょうか。
0:35:17	規制庁タツモトです。今の説明私の理解はその解体撤去着手する前はまだ実施 計画が活着しているの、いつも何ていうか、上位文書っていうこの実施計画を書い ておけば、その下の手引きを読めますと。
0:35:32	10日撤去終了するまでの期間については計画には基づかないので、上位文書 的なものバルバスのケビキになりそれに基づいてやっていますってことは明確に記載 してありますってことで理解しますけどよろしいですか。
0:35:47	はい売り掛け新津春名でございます理解いただいた通りでございます。よろしくお 願いします。大方どうもありがとうございます。お父さん。私からの報告ですけど、 その取引の方では、結局文言を変えて決議開始した後も使えますって言った時 に、お申し
0:36:08	第1点、来年とかで開催を撤去する前、解体撤去完了後みたいなふうに分かれて いるものではなく、解体撤去する前のお返した後の必要な部分をこの見に行か ないとちょっとわからないような手引きになってるんですかね。
0:36:30	はい。
0:36:34	主幹研究員城野アワでございます。
0:36:39	エースどの通りというか、そうですね参照する場所が違うというものでございます。
0:36:48	規制庁だと思うけど、実際の矢田伊奈さんは今の状況を確認して、それで必要な ところを見に行っているっていうな運用を議会でよろしいですか。
0:36:58	はいその通りでございます。滝本ですありがとうございます。以上です。
0:37:15	飲食成長のミズノです。
0:37:17	CSRに関する指針については以上になりますので、
0:37:25	2-5億円研究施設に関する、説明、ご説明に移っていただければと思います。よ ろしく願います。
0:37:37	はいそれでは松江研究室から資料共有いたします。
0:37:58	はい、現在画面共有。
0:38:01	しておりますが、見えているでしょうか。
0:38:06	Officer、山部さん見えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:09	はいありがとうございますそれではご説明いたします。まず、前回から変更した箇所について、JAEAの戸次技術課盛田からご説明いたします。まず資料途中になるんですけども、4 ページ目になります。
0:38:26	今回グローブボックスBの 7、解体撤去に伴いまして、同じ部屋にありますフードH 19 及び復帰値 20 最大取扱量を変更しております。
0:38:37	こちらはですね、もともと所掌しております研究グループと今後の試験計画について打ち合わせを行いましてその結果、採用取扱量を減らしても問題ないと。
0:38:49	ということで、今回この辺りに見直さという形になりましたので、赤字で、グローブボックスBの慣例的に伴う試験計画の見直しによりという一文追加しております。
0:39:02	もう 1 点なんですけれども、今回、保安規定の中で分隣接管理者への通知プロセス変更という形で、検査に関する通知ですね、こちらを警察庁からではなく、施設管理者である清家技術課長から、
0:39:21	隣接管理者へ通知すると、変更しております。
0:39:25	中出郡司施設管理者とは何かというところで、保安規定の第 1 編に定義された職位でございまして、実態の内容としては、ユーザーである研究グループのうち、所長に指名されたものであって、
0:39:40	主に研究グループリーダーが指名されるという形で、こちら主に研究グループリーダーが指名されるという部分を追記しております。
0:39:50	いえ、今般の面談資料としては、追加点としては以上になります。
0:40:05	規制庁の三谷、ご説明ありがとうございます。
0:40:10	どうも 2 件確認したいことがあるのですが、1 点目が
0:40:16	4 ページ目の、
0:40:23	封筒の 119.1 にやらされ取扱量の変更に関するところで、ちょっとBなの、解体的に伴う試験計画の見直し。
0:40:34	によるところとあるんですけども前回も少し説明いただいたところではあるんですけど、縮小幅が少し大きいように見受けられるのですが、こちらについても少し
0:40:45	具体的に、どう連動しているのか等も含めて、詳細に教えていただけますでしょうか。
0:40:55	はい、JAEAの盛田からご説明いたします。許可の量といたしましては確かに、大体 4 分の 1 からさらに各電力の種類によっては 10 分の 1 程度に最大取り扱いを変更しております。
0:41:10	今回ですね、この見直しを行う緊急の目的がですね、アクチノイド科学に関する研究開発というものになっております。で、実際
0:41:22	いわゆる従前平成初期の頃に許可を取った内容で、ずっと運用していたんですけども、実際に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:32	いわゆる必要量ということ踏まえると、今回変更した量で十分だということを研究グループと、
0:41:41	見直しを行った結果が今回の、
0:41:44	変更案という形になります。
0:41:52	以上で回答でよろしいでしょうか。
0:42:00	ありがとうございます。規制庁のお話ありがとうございましたのスターベース化するのは、実績。
0:42:06	この許可を取ってから、こういった、
0:42:10	何グラムってありますけれども、これは、その許可申請者当初はこういった、
0:42:17	計画があつて、それなりの設定をしたんだけどその許可を受けてから、
0:42:23	いろんな研究が進んでいくと言った時のその実績。
0:42:27	実績によれば、今後変更のでもあ、
0:42:31	十分でしょっていう計画グループとの調整がついた。
0:42:37	もっと言うと
0:42:41	移行前のこれがちょっとちょっと
0:42:46	6行を読み取っていたみたいなそんなイメージになります。
0:42:54	はい。JAの持田です。補足いただきありがとうございます。まさしくその通りでございまして、もちろんベッキーの中でも多く使用する設備、少ない必要設備あるんですけれども、その中で、今回の研究目的で、
0:43:10	かつ実績を踏まえますと、このテイルの量で十分だという結論になったということでございます。
0:43:22	局長の恩田さんありがとうございます。一見この部分を進めるBMLの方の数量とこれとまた全然数量ちっちゃいんですけれども、これとの関係はちょっと。
0:43:36	ご説明いただくと助かります。
0:43:41	はい。JAの盛田からご説明いたします。この従前の、いわゆるグローブボックスD-7というところは確かに非常に遺産の取り扱いで小さい形になるんですけれども、このグループフリーの中、今、共有しております中でご説明いたしますと、
0:44:00	この質量分析計専用のグローブボックスという形になります。この質量分析計非常に高精度なものでして、従前の許可量の、
0:44:11	各電力紙の量で十分という形で使っていた形になります。
0:44:17	一方ですね、今回
0:44:20	フード 19、20、こちらについては、この質量分析計専用設備ではなくてですね、比較という形で使用しておりましたけれども、今回、このグローブボックスビルが撤去と合わせまして、今回試験計画を見直したところ、
0:44:37	ここまではいらぬという形で今回下げたっていう形になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:44	はい、規制庁の方どうぞ。ありがとうございました。
0:45:06	当間水間です。続きまして次のページですね、5 ページ目に関することについてお伺いしたいと思います。
0:45:14	ちょっと、
0:45:16	今回の変更に伴って、
0:45:20	原子力施設検査室長から分施設管理者に通知していたものが、戸次飯塚。
0:45:27	課長からミーシーチェック管理者に通知されるというところで少しプロセスが変更され、
0:45:35	業務上の短縮になるのかなというところはあるんですけども、ちょっと実際にその原子力施設検査室長から戸次技術課長に伝わった後にデブリに施設管理者に伝わるようになって、
0:45:49	事前これまではその分施設会社に、布施検査室長から直接、通知されていたものを、植木技術課長に確認していたというところではあったんですけども。
0:46:04	変わり方練達の、
0:46:09	円滑されるものが変わることによって伝達漏れ等が起こらないかなどして伝達内容に誤りが起きないかっていうところはどのようにされているのかですとか、
0:46:22	その内容はどのような形式で通知しているのか等について教えていただけますでしょうか。
0:46:31	はい。JAの盛田からご説明いたします。今回変更したところの通知プロセスの変更に当たるんですけども、従前、今共有している部分ですと、3 番のところですね、従前ですと、検査室長が、
0:46:49	関係ある課長、こちらが実質戸次技術課長になるんですけども戸次技術課長と、分離施設管理者に、警察庁から直接通知しなければいけないと。
0:47:02	これ業務連絡書という形で通知しているんですけども、そのときにですね、前回もちょっとご説明したんですけども、原子力検査室長が
0:47:14	軍隣接加盟者、どこが関係あるのかというのをちょっと施設の中のさらに分離な話になるので検査室はなかなか把握しづらいというところがございました。
0:47:26	なので、
0:47:28	下技術課長だけ、検査市長から送るようにして、戸次技術課長から、べき副長が施設管理者になりますので、施設管理者から、関係ある部分に通知していくというプロセスに変更すると。
0:47:42	いう今回の変更になります。
0:47:45	具体的な内容になるんですけども、この検査室長が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:51	今回、関係課室長松延。まずは戸次技術課長に業務連絡書という形で通知します。それを受けまして、植木技術課長から、関係ある部分に移設管理者ですね、こちら、下の方にありますけれども、
0:48:06	検査に関係ある部分技術管理者、こちらにまた同じ業務連絡書という形で、通知するという形に、具体的にはなっています。で、す。実際その通知プロセス上、
0:48:21	問題があるかといいますか、特に正直、同じ業務連絡書というシステムを使う以上何も特に変わりはないんですけれどもむしろどちらかというのですねこの検査室長から、
0:48:34	直接この分に施設管理者に、もし燃えてしまうリスクの方が今までちょっとあったところですね。そのため、いちいちちょっと検査室長から、本当にこの、
0:48:46	分節管理者でやってますよねって言うような確認が、今までやっていたと。
0:48:51	その手間をちょっとなくして、別記のことは戸次が一番よく知っておりますので、ビジネス課長施設管理者から分節管理者に、また、
0:49:03	通知を出すという形でちょっと漏れがないように無視をするという改善の変更案になっております。
0:49:14	規制庁の水野です。説明ありがとうございます。それでは今回は
0:49:21	業務連絡商品として数字自体を行っていることに加えて、藤主席技術課長から、該当する品質管理者に間違えないように通知するように変更を行ったということで理解しました。
0:49:42	の守田です。ご理解の通りになります。
0:49:59	原子力規制庁の水野です。
0:50:02	ミズノベンダーに関して、こちらから確認したい事項は以上となります。
0:50:08	古川から何か確認したいこと等ございますでしょうか。
0:50:25	円礫切り方は特にございません。
0:50:29	はい。NSRRからも特にございません。
0:50:49	長南水野です。
0:50:51	特に、確認される事項がないということで、
0:50:55	そうなので、本日の面談を終了させていただければと思います。本日ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。